

國學院大學学術情報リポジトリ

近代の皇室祭祀・神社祭祀・家庭祭祀：
その形成と神道教化について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐藤, 一伯 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001055

近代の皇室祭祀・神社祭祀・家庭祭祀

——その形成と神道教化について——

佐藤 一 伯

はじめに

神道教化のつとめは祭祀の伝統を護持することである。「敬神生活の綱領」(昭和三十一年)や「神社本庁憲章」(昭和五十五年)によると、神道教化の目的は、高天原神話に源を発する民族信仰を正しく継承し、次の世代に伝えようとするもので、その最も重要なものは、天皇と神社神道の関係である。すなわち、高天原をしろしめす天照大御神が新嘗祭を行われていることを始原とし、天孫降臨にあたり「神籬磐境の神勅」が下され、神職の指針となってきたこと。皇孫は天照大御神の御心を心として葦原の中つ国に降臨され、斎庭の稲穂をもつて蒼生を養育されてきたこと。よつて氏神様とともに天照大御神を仰ぎ、毎年神宮大麻を奉戴し、その信仰を基礎として皇室を尊んできたことが重要である。天皇の精神的權威は憲法の条文などに制約されることはなく、国民統合の中心として祭祀に奉仕される天皇陛下を拝し、宮中祭祀(皇室祭祀)、神社祭祀、家庭祭祀等が同心円をなし、その中核に天皇が在ますと理解すること

ができるであらう。^①

以上は、庄本光政・渋川謙一著『改訂・神道教化概説』の冒頭、第一章「総論」第一節「神道教化の目的」の要約である。この神道教化説と、第二十三回神社本庁神道教学研究大会における阪本是丸氏の発題「近代の皇室祭祀と神社祭祀の成立をめぐる^②」を基調とし、とくに皇室祭祀・神社祭祀・家庭祭祀の中核に天皇が在すという祭祀の伝統が、近代においていかに培われ、また教化がなされたのかについて、先学諸氏の成果をたどりながら確認しようとするのが、本稿の目的である。

本論に進む前に、近代の皇室祭祀・神社祭祀・家庭祭祀はどのようなものであるかを見ておきたい。

武田秀章氏によると、近代の皇室祭祀（明治国家祭祀）は、古代律令国家の祭祀を継承しつつ、明治時代に再編成され、皇室典範のもと、一連の皇室令に法制化された国家祭祀・皇室儀礼のことであり、大きく恒例祭祀、喪葬儀礼、即位儀礼の三つに分けられる。このうち恒例祭祀は、宮中三殿・神嘉殿、神宮・山陵において行われ、宮中三殿・神嘉殿の祭祀は、明治四十一年（一九〇八）公布の皇室祭祀令に定められる。大祭（天皇が皇族・官僚を率いて親祭）は、元始祭、紀元節祭、春季皇霊祭、春季神殿祭、神武天皇祭、秋季皇霊祭、秋季神殿祭、神嘗祭、新嘗祭、先帝祭、先帝以前三代の式年祭、先后の式年祭、皇妣たる皇后の式年祭がある。小祭（掌典長祭典、天皇が皇族・官僚を率いて拝礼）は歳旦祭、祈年祭、明治節祭（昭和二年制定）、賢所御神楽、天長節祭、先帝以前三代の例祭、先后の例祭、皇妣たる皇后の例祭、綏靖天皇以下先帝以前四代までの式年祭などがある。このような皇室の恒例祭祀は、皇室祭祀の祭日に準拠した祝祭日制度を通じて、国民生活に浸透していた。近代の祝祭日は新暦導入に即応して八つの祭日・祝日を定めた明治六年の太政官布告に端を発しており、とくに新年、紀元節、天長節は三大節（昭和二年より明治節を加え四大節）とされ、全国の学校、団体などで記念式典・行事が行われた。神社制度においては、神社祭式制度、

神饌幣帛料供進制度などにより、とくに祈年祭、新嘗祭を通じて皇室祭祀との連関が図られた。^③

神宮祭祀について定めた「神宮祭祀令」（大正三年制定、昭和二年改正）によると、神宮の祭祀は大祭・中祭・小祭があり、大祭は祈年祭、神御衣祭、月次祭、神嘗祭、新嘗祭、遷宮祭、臨時奉幣祭である。中祭は日別朝夕大御饌祭、歳旦祭、元始祭、紀元節祭、風日祈祭、天長節祭、明治節祭であり、それ以外の祭祀が小祭である。また「官国幣社以下神社祭祀令」（大正三年制定、昭和十四年改正）によると、官国幣社以下神社の祭祀は大祭・中祭・小祭とし、大祭は祈年祭、新嘗祭、例祭、遷座祭、臨時奉幣祭、別格官幣社靖國神社合祀祭、護國神社鎮座祭・合祀祭である。中祭は歳旦祭、元始祭、紀元節祭、天長節祭、明治節祭、神社に特別の由緒ある祭祀であり、それ以外が小祭とされた。中西正幸氏は神社祭祀について、「祭祀において尊ぶべきは精神であり、根本は報本反始の誠意に尽きている。報本反始とは遠く神武天皇の創業の古に立ち返って、皇祖神に大孝を申べ給うた天神郊祀の精神に他ならない。神恩に感謝して神徳を讃え、神慮に帰一して国民の生活に実現してゆくことが大切である。したがって神社祭祀の目指すところ、国家・公共の祭祀を執り行いつつ、国民ひとしく神意を尊重して、常に国民生活の上に実現してゆくことが肝要であろう」と、「国家・公共の祭祀」としての意義を述べている。^④

近代の家庭祭祀について神祇院編『神社本義』は、「皇室の中心に神宮がおはし、地方の崇敬の中心に官国幣社以下の神社が鎮座せられると同じく、家庭の中心には神棚が奉斎せられる。この神棚の奉斎によつて、個々の家庭生活は、郷土生活に繋がり、更にまた国家生活に繋がるのであつて、実に神棚は、日本臣民としての家庭生活の根基となるものである。……日本臣民として、神棚に必ず奉安しなければならぬのは、神宮大麻である。これは天照大神の大御稜威を仰ぎ奉る大御璽として、神宮より全国に頒布せられるものである。……神社から参拝者に授け又は氏子・崇敬者の家々に配布するものに、神符（神札）と守札とがある。……神符や守札を拝受した者は、その取扱を丁寧にし、

清浄を守り、誠心をこめて奉斎すべきである」と、神棚における神宮大麻と神社の神札の奉斎のことを述べている。⁽⁵⁾ また真弓常忠氏は家庭祭祀について、神棚を設けて、神宮大麻や神社の神札を祀るのは一般家庭のしきたりであり、家庭の精神的な支柱であるとする。さらに「家庭祭祀は、町々村々の共同体の祭祀、つまり神社の祭祀につながるものであり、神社の祭祀は、神宮や宮中でおこなわれる天皇の祭祀とつながっている。すなわち、祭祀をとおして日本人は文化の連続性、自己同一性（アイデンティティ）を失わずにいられるのである。そのもつとも基礎にあるのが、家庭の祭祀であつた」と、家庭祭祀は神社祭祀、さらに皇室祭祀につながる日本文化の基礎にあるとの見方を示している。⁽⁶⁾

こうした近代の皇室祭祀・神社祭祀・家庭祭祀がいかに形成され、そのつながりはいかに説かれたのかについて考察していきたい。

一、近代の皇室祭祀の形成

(一) 天神地祇・八神・皇霊の祭祀

慶応三年（一八六七）十二月九日の「王政復古の大号令」において、「諸事神武創業之始ニ原キ……旧来驕惰ノ汚習ヲ洗ヒ尽忠報国之誠ヲ以奉公致ス可ク候事」と、新政府の「神武創業之始」に基づいた政治の方針が示された。

翌明治元年（慶応四・一八六八）三月十三日の「祭政一致・神祇官再興の布告」には、「此度、王政復古神武創業ノ始ニ被為基、諸事御一新、祭政一致之御制度御回復被交遊候ニ付テハ、先第一神祇官再興造立ノ上追々諸祭奠モ可被為興儀被仰出候、依テ此旨 五畿七道諸国ニ布告シ、往古ニ立帰リ、諸家執奏配下之儀ハ被止、普ク天下之諸神社、神主、禰宜、祝、神部ニ至迄、向後右神祇官附属ニ被仰渡候間、官位ヲ初、諸事万端、同官へ願立候様可相心得候

事」とあり、祭政一致の制度により神祇官を再興し、全国の神社と神職がそこに所属するとの方針が示された。翌日の三月十四日、紫宸殿において「五箇条の御誓文」の誓祭が天皇親祭のもと斎行され、祭政一致（天皇が国家の政治君主にして最高祭主たること）による国家建設が宣言された。⁽⁷⁾ 八月二十六日には「天長節」（九月二十二日）が制定、翌二十七日には、即位式が挙行され、神宮・山陵への奉告奉幣が行われた。即位式にあたっては、岩倉具視の命により津和野藩主亀井茲監、同藩士福羽美静が国風の新式調査にあたった。⁽⁸⁾ 十月十七日の「武蔵一宮氷川神社を鎮守とするの詔」には、「神祇を崇め祭祀を重んずるは皇国の大典にして政教の基本なり……新に東京を置き親臨して政を視、將に先づ祀典を興し綱紀を張り以て祭政一致之道を復さんとす」と、神祇を崇め祭祀を重んじることが国家の大典であり政教の基本との姿勢が示された。十一月十八日には京都の太政官代（吉田社斎場）にて新嘗祭を斎行、「神武天皇以来世々ノ天皇十一月中卯ノ日、当年ノ新穀ヲ天神地祇ニ供セラルル重礼ニテ……万民御撫恤ノ為ニ御親祭被為在候」との『新嘗の事由告諭書』（十五日）を頒布し、万民撫恤のための天皇親祭を強調した。⁽⁹⁾ また政府は「当日ハ潔斎神祇ヲ拝シ、共ニ五穀豊熟、天下太平ヲ神祇ニ祈奉ルベシ」と群臣衆庶に命じている。⁽¹⁰⁾ 十二月二十五日には孝明天皇三年祭が、近世朝廷の懺法講、法華三昧講等の仏式による供養、宮中法会を廃止し、神祇式で行われた。

明治二年（一八六九）二月二十八日には祈年祭が再興した。「天神地祇二年穀ノ豊熟ヲ祈ラルル御祭ニテ、民政ニ関係仕候重キ祭典」と神祇官が上申したもので、祝詞に「天津神国津神、天皇命ノ近キ守ノ八柱大神、又御代々ノ大祖命ノ大前ニ云々」とあり、天神地祇、神祇官祭神の八神、歴代皇霊に「年穀の豊熟」を祈願している。⁽¹¹⁾ 三月十二日、再度の東幸の途次、明治天皇は歴代天皇として初めて神宮に親拝され、「皇祖神への最高祭主たる事が即ち日本の最高統治者・政治君主たる所以であることを、身を以て（親祭によって）示した」。⁽¹²⁾ 五月には、神祇官が「此度当地行幸国家之大御基礎被立候義ハ、千歳之一時実ニ此上モ無之大御事業之儀ニ付、追々御評議之上御発令之節モ可有之、

仍而ハ此節之内一日於当官、天神地祇ヲ初奉り、神武天皇ハ勿論、御代々之神靈別而ハ先帝之神靈等ヲ祭祀シ奉り、尚内侍所渡御奏樂并行幸被為在、御自ラ御祭式被為勤候御儀有之度、其上ニ而参集之宮堂上百官諸侯大夫士ニ至ル迄、順々ニ拝礼被仰付、彼神事ヲ先トシ政事ヲナシ給フ之古礼ヲ復シ、将神武天皇之大孝ヲ申べ給ヘシ本義ヲ被為候ハハ、皇徳ヲ中外ニ布キ給フ之御基本ニ可有之ト相考候仍而此段言上候間宜被御評議候也（巳五月、神祇官）」と天皇親祭を上申した。⁽¹³⁾ 六月二十八日に明治天皇が神祇官（旧備中松山藩邸、現皇居前広場）に行幸され、天神地祇、皇靈に「国是一定」を奉告された（御告祭）。翌二十九日には戊辰戦歿者の招魂祭が行われ、七月八日に神祇官が太政官外に特立した。十二月十七日には神祇官神殿が鎮座し、八神・天神地祇、皇靈が祀られた。なお、十一月に制度取調局にて福羽美静を中心に作成されたとみられる『年中行事会大略』には、「方今祭政一致共ニ親ク行ハセタマフ御事ナレハ、宮中ノ地ヲ撰ヒ新ニ大斎場ヲ設ケタマヒ神靈殿ヲ正殿トシテ新嘗ノ大祀ハサラナリ新年月次ノ諸祭伊勢例幣発遣等従前神祇官ニテ行ヒ来シ神事ヲ總テ宮中ニテ御親祭アラハ、祭政唯一ノ基本正ク立ヘシ、但シ未タ大斎場御取立ニ相成サル間ハ仮ニ神祇官ニテ行ハルヘキナリ」と、将来は宮中に遷座して親祭することが提案されていた。⁽¹⁴⁾

（二）神祇官祭祀から宮中祭祀へ

明治三年（一八七〇）正月三日、神祇鎮祭の詔が發布された。「朕恭シク惟ルニ、大祖業ヲ創ムルヤ神明ヲ崇敬シ蒼生ヲ愛撫シ祭政一致由来スル所遠シ。朕寡弱ヲ以テ夙ニ堅緒ヲ承ケ日夜慌惕シ、天職ノ或ハ虧ケンコトヲ懼ル。乃チ祇ミテ天神地祇八神暨ビ列皇ノ神靈トヲ神祇官ニ鎮メ祭り、以テ孝敬ヲ申ブ。庶幾クハ億兆ヲシテ矜式スル所有ラシメンコトヲ」とあり、同日、神祇官神殿における鎮祭が初めて行われた。これ以降、皇靈を宮中に遷座した明治四年（一八七二）九月十七日までの主な神殿祭祀は、神殿祭（明治三年・四年正月三日、天皇神殿行幸）、仁孝天皇祭

(明治三年・四年正月二十六日、天皇山陵遙拝)、祈年祭(明治三年・四年二月四日、天皇神宮遙拝) 春季御祈祭(明治四年二月二十八日)、神武天皇祭(明治三年・四年三月十一日、天皇神殿行幸)、遣外国使節祭(明治四年五月十五日)、秋季御祈祭(明治四年八月二十八日)、天長節(明治三年九月二十二日)、新嘗祭(明治三年十一月二十四日、天皇神宮遙拝)、孝明天皇祭(明治三年十二月二十五日、天皇山陵遙拝)、朔祭(明治三年五月一日より)であった。

明治四年(一八七二)三月十一日の神武天皇祭にあたり、神祇官は府藩県遙拝式を定め、府藩県官員および神職に遙拝式を申し渡し、氏子の参列のもと天皇山陵遙拝について命じ、ついで旧儀が再興された大祓を全国一律に行うべき布告を出した。⁽¹⁵⁾五月十四日、神社改正の太政官布告で、神社は「国家ノ宗祀」と認定され、七月十二日には、太政官より神祇官に神宮改革(皇大神宮と豊受大神宮の等差の明確化、師職廃止など)の御沙汰があった。八月、皇霊の宮中遷座を求める神祇官建議が出された。「復古以来、神祇官八神天神地祇ト共ニ同殿ニ之ヲ祭り、歴代皇霊祭祀ノ興ル事、千古ノ盛典ト謂フベシ。然ト雖モ、斯ノ皇霊ヲ神祇官中ニ祀リ、剩ヘ八神天神地祇トモニ合祀スルカ如キハ、固ヨリ其体裁ニアラスト雖モ、千載未曾有ノ制更始ノ際ニ於テ、一朝其宜シキヲ得カタキヲ以テ也……其皇霊ニ至テハ神器ニ憑依シ、朝廷ヲ冥助シ玉フ事、言ヲ俟スシテ可知、然則方今神祇官ニ所祭ノ皇霊、更ニ神器ト同床ニ安シ、大廟ニ奉遷シテ、天皇百官トトモニ之ヲ祀リ玉ヒ、天祖ノ垂訓昭々トシテ、億兆之ヲ仰カスンハアル可ラス」と、天皇親祭の国民教化の意義が説かれていた。⁽¹⁶⁾九月十四日、宮中に神殿造営・神器・皇霊奉安の詔書が發布された(「新に神殿を造り、神器と列聖皇霊とをここに奉安し仰て以て万機の政を視んと欲す」)。二十九日、神祇省に御巫・権御巫を置き(十月十七日、内掌典・権内掌典と改称)、三十日には皇霊が賢所に遷座し、「皇廟」と称した。

十月二十九日、「四時祭典定則」が制定された。大祭は、元始祭(正月三日、皇廟)、神武天皇祭(三月十一日、皇廟)、皇大神宮遙拝式(九月十七日、皇廟)、新嘗祭(十一月卯日、神嘉殿代)、孝明天皇祭(十二月二十五日、皇廟)、以上

五祭は天皇親祭、後桃園天皇祭（十月二十九日、皇廟）、光格天皇祭（十一月十九日、皇廟）、仁孝天皇祭（一月二十六日、皇廟）、祈年祭（二月四日、神祇省神殿）、月次祭（六月一日、神祇省神殿、以上五祭は親王御手代）、神宮神嘗祭（九月十六日・十七日、祭使神祇卿・大掌典発遣）、賀茂祭・氷川祭・熱田祭・男山祭・鹿島祭・香取祭・出雲式年祭・宇佐式年祭（祭使神祇大丞・掌典発遣）であつた。中祭は、歴代天皇式年祭（皇廟）、外国定約祭（皇廟）、遣外国使節祭（皇廟）、御神楽（十二月、皇廟）、鎮魂祭（十一月寅日、神祇省神殿）、春日社以下官幣大社例祭、小祭は春秋御祈祭（二月・八月、皇廟）、天長節（九月二十二日、皇廟）、梅宮神社以下官幣中社式年祭（隔年）、節朔御拝（皇廟）、御歴代正辰祭（皇廟）、日々御代拝（皇廟）と定められた。十一月には節朔御拝旬御膳及日供等定則が定められ、東幸以後も白川資訓の私邸で代拝されていた旧例を廃止し、節朔御拝は神祇・宮内両省の奉仕のもと、天皇親祭とし（節朔祭）、旬祭・日供は内掌典の奉仕により侍従が代拝することを規定した。十一月十七日には、皇城内吹上御苑で大嘗祭を斎行。神祇官の「大嘗旨要」に「天孫降臨ノ期、天祖三種ノ神器ヲ授ケ、又忌庭之穗ヲ依シ玉フ、於是宝璽之隆天壤無窮ノ詔有リ、天皇即宝祚ヲ保ツニ、其忌庭之穗ヲ所聞食ヲ以テシ玉フ」とあり、「大嘗祭告諭書」に「天下万民謹テ御趣意ヲ奉戴シ、当日人民休業各其地方産土神ヲ参拝シ、天祖ノ徳沢ヲ仰キ、隆盛ノ洪福ヲ祝セシハアルヘカラサル也」と述べられた。⁽¹⁷⁾十二月二十二日、神宮大官司による神宮大麻の頒布が神祇省より告諭された。同日、左院は神宮の神器奉遷や教部省設置などを建議。宗教は教部省、祭祀は式部寮に分掌することが狙いであり、左院が主張する神宮遷座論はその左院が廃止されるまで執拗に唱えられた。

明治五年（一八七二）三月、神祇省が廃止となり教部省が設置され、祭祀関係事務は式部寮管轄となつた。四月、天神地祇・八神は宮中に遷座された。

(三) 改暦に伴う改革

明治五年（一八七二）十一月九日（太陽暦十二月九日）、改暦式が行われた。明治天皇が便殿に出御、伊勢の神宮（天照皇大御神、豊受大御神）を遙拝し、親しく祝詞を奏上（来る十二月三日を明治六年一月一日と定めることを奉告）。次いで賢所・皇霊殿を拝して同様の祝詞を奏上、太政官に出御して改暦の詔を大臣に賜った。十五日、神武天皇即位日を祝日としたのが紀元節の始まりであった。十一月十五日（太陽暦十二月十五日）、神武天皇即位紀元が制定（太政官布告）された。「今般太陽暦御頒行、神武天皇御即位ヲ以テ紀元ト被定候ニ付、其旨ヲ被為告候為メ來ル二十五日御祭典被執行候事」との太政官布告により、地方長官は管内の県社、郷社に住民を動員し、神武天皇陵遙拝式を挙げた。¹⁸⁾ 明治六年（一八七三）一月四日祝日改定。人日・上巳・端午・七夕・重陽の五節句を廃止、神武天皇即位日（三月七日、紀元節と称す）・天長節を祝日とした。十月十四日には、年間の祭日・祝日の太政官布告により、「年中祭日祝日等ノ休暇日左ノ通候、此旨布告候事。元始祭（二月三日）、新年宴会（一月五日）、孝明天皇祭（二月三十日）、紀元節祭（二月十一日）、神武天皇祭（四月三日）、神嘗祭（十月十七日）、天長節祭（十一月三日）、新嘗祭（十一月二十三日）」と定められた。これらの祝祭日は、「国民の祝日に関する法律」によって、新しい祝日が制定されるまで、わが国近現代の祝祭日の基本になったものであり、この後に追加されたのは、春秋皇霊祭（明治十一年）と明治節（昭和二年）であった。¹⁹⁾

(四) 宮中三殿

本節をむすぶにあたり、宮中三殿の成り立ちについて確認しておきたい。²⁰⁾

宮中三殿は、皇居内の吹上御苑の東南に奉祀される三つの神殿で、中央が賢所（天照大御神）、西殿が歴代天皇・

皇族の神霊を祀る皇霊殿、東殿は八神・天神地祇を祀る神殿である。

賢所は内侍所、温明殿ともいい、古代より宮中で奉斎されてきた。明治二年（一八六九）三月、明治天皇は賢所を奉じて東幸され、東京城内の山里に神殿を建設して奉斎された。

天神地祇は、明治元年（慶応四・一八六八）三月、紫宸殿にて五箇条御誓祭の際に奉祀され、翌年六月の国是基礎確定奉告の祭儀でも神祇官で奉祀された。

八神は、天皇を守護する神産日神・高御産日神・玉積産日神・生産日神・足産日神・大宮壳神・御食津神・事代主神のことで、古代に神祇官西院に八神殿が設けられた。明治二年（一八六九）十二月に神殿を神祇官内（旧備中松山藩邸、現皇居前広場）に造営、中世以降に白川・吉田両家に奉斎された八神の霊代を奉献、同月十七日に鎮座祭を執行した。

皇霊は明治二年十二月の神祇官神殿鎮座の際、勅裁を経て神殿中央に八神、東座に天神地祇、西座に神武天皇より孝明天皇までの歴代皇霊をも奉斎された。これにより平安時代頃より宮中にあった仏式の祭場である御黒戸が廃止された。

明治三年（一八七〇）正月三日、右大臣三條實美を勅使として神祇官で天神地祇・八神・歴代皇霊を鎮祭した。

明治四年（一八七一）八月、神祇官を神祇省に改め、九月に詔勅により新たに神殿を宮中に創建、賢所・歴代皇霊を奉安する旨を仰出され、九月三十日神祇官奉祀の皇霊は賢所に奉遷し当時は「皇廟」と称され、神祇省には八神・天神地祇のみが祀られた。

明治五年（一八七二）三月、神祇省を廃して教部省を設置、四月二日に八神・天神地祇を宮中に奉遷、賢所に奉安した。十一月二十九日に八神殿の称を改め神殿と称し、八神と天神地祇が合祀された。

明治六年（一八七三）五月皇居の炎上により赤坂仮皇居に遷座、明治二十二年（一八八九）一月九日、賢所・皇霊殿・神殿からなる宮中三殿に遷座された。この間、明治十一年（一八七八）には皇霊殿に皇妃以下皇族の霊も奉斎された。

二、近代の神社祭祀の形成

次に神社祭祀について、阪本是丸氏の『国家神道形成過程の研究』をもとに見ていきたい。

明治元年（慶応四・一八六八）三月十三日の「祭政一致・神祇官再興の布告」により、祭政一致の制度により神祇官を再興し、全国の神社と神職がそこに所属するとの方針が示されたが、五月九日には、伊勢両宮、大社、勅祭神社以外の社家は府藩県支配と方針変更があった。十月十七日、武蔵一宮氷川神社を勅祭社と定め、毎年奉幣使差遣とし、十二月二十日には、各府藩県に神祇官直支配以外の式内大小神社、式外大社、府藩県崇敬神社の取り調べが命じられた。

明治二年（一八六九）二月二十八日、祈年祭が神祇官代（吉田社大元宮）にて約四百年ぶりに再興され、神宮奉幣使発遣の儀を執行し、明治天皇は紫宸殿で御拝された。しかし「明治四年までの祈年祭は神宮における祈年祭の復興を主としたものであり、いまだに全国規模での祈年祭といった形態には程遠いものであった。なによりも神社制度の再編が急務とされたのである」⁽²⁾。六月十日には、神職継目、主要神社調査が通達されている。

明治三年（一八七〇）二月九日、神祇官に「別紙二十九社奉幣祭典御再興二付式目委細取調候様御沙汰候事」との太政官御沙汰があり、その二十九社は、大奉幣が出雲大社、熱田、宇佐、鹿島、香取。大祭が賀茂下上、氷川、石清水、春日。中奉幣が香椎、宗像、日吉、三輪、大和。中祭が八坂、北野。小奉幣が太宰府、広瀬、石上、広田、住吉。小祭が松尾、大原野、吉田、平野、稲荷、梅宮、貴船の各神社であった。十月二十五日、太政官は官社以下大小定額、祭政一致のために祭典式を府藩県一定とすること、神官の職制・叙任について「永世之規則」を立てるよう神祇官に取調を沙汰。閏十月二十八日には「今般国内大小神社之規則御定二相成候条於府藩県左之簡条委詳取調当十二月限差出事」との太政官布告があった。

明治四年（一八七二）五月十四日、「神社ノ儀ハ国家ノ宗祀ニテ一人一家ノ私有ニスヘキニ非サルハ勿論ノ事ニ候処」「今般御改正被為在伊勢両宮世襲ノ神官ヲ始メ天下大小ノ神官社家ニ至ル迄精撰補任可致旨」との太政官布告が出された。同日、「官社以下定額・神社改正規則」が公布され、官国幣社、府藩県社、郷社の定額を制定した。⁽²⁾七月四日、「郷社定則」「大小神社氏子取調規則」「大小神社神官守札差出方心得」が發布となり、氏神社・産土神社の国家的位置付け、再編成が始まった。七月十二日、神宮改革の太政官御沙汰があり、八月八日には神祇官が神祇省へと改組された。十月二十九日には、「四時祭典定則」（天皇親祭大祭・親王御手代大祭・賀茂社以下五社大祭・中祭・小祭など）、「地方祭典定則」（国幣社・府県社・郷社の祈年祭・例祭・新嘗祭、元始祭・皇大神宮遙拝・神武天皇遙拝など）が制定された。十二月二十二日には左院が神宮の東京遷座、祭政一致の徹底、教部省設置などを建議している。⁽²⁾

明治五年（一八七二）二月、官国幣社祈年祭式が制定され、三月には神祇省が廃止、教部省が設置された。三月二十三日「祭事祀典自今式部寮ニ於テ執行候事」との太政官布告があり、四月には教部省が教導職に「三条教則」（一、敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事 一、天理人道ヲ明ニスヘキ事 一、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守スヘキ事）を傳達した。九月に旧紀州邸に大教院が設置された（六年二月、増上寺に移転）。

明治六年（一八七三）三月、式部寮が「官幣諸社官祭式」を制定、五月には教部省が講社認可基準の「教会大意」を制定した。六月十三日、式部寮が新暦の祭典日を上申、七月七日裁可となり、同日に教部省は「神官奉務規則」を府県社以下神官に通過した。第一条に「一神祇ヲ祭祀スルハ 皇国ノ重典生民百行ノ基礎ニシテ億兆ヲ協同シ玉フ万世不易ノ大道ナリ神官タル者此旨ヲ体認シ慎テ其職務ヲ尽スヘシ」とあり、神社祭祀は国家の重典にして国民教化の大道であって、神官がそれを体認して慎んで職務を尽くすよう謳われた。しかし七月三十一日、「府県社神官ノ月給ヲ廃止シ自今郷村社同様人民ノ信仰帰依ニ任セ給与可為致旨布告候事」との太政官布告が出され、経済的環境はむし

ろ後退した。

明治七年（一八七四）九月三日、官社定額経費を定めた太政官布告が發布となり、明治八年（一八七五）三月、神道事務局が設立。四月には「神社祭祀」が制定された。「祈年祭・新嘗祭といった古来の律令制祭祀については官幣社・国幣社の区別なく執行〔太政官庁に地方官が参向して班幣式〕させる反面、神社固有の祭祀ともいふべき例祭には祭式および幣帛の出所に区別を設けた」ものであった。⁽²⁴⁾この年五月、大教院が解散した。

明治十年（一八七七）一月十四日、教部省が廃止、内務省に社寺局が設置された。明治十二年（一八七九）十一月十一日には、太政官より「府県社以下祠官祠掌の等級を廃し、身分取扱を一寺住職と同様とする件」が達せられた。明治十五年（一八八二）一月二十四日、官国幣社神官の教導職兼補が廃止（神官教導職の分離）となり、明治十七年（一八八四）八月十一日、教導職制廃止の太政官布告が發布された。

明治二十年（一八八七）三月、官国幣社保存金制度が導入、官国幣社神官が廃止、官吏待遇となった。

明治二十二年（一八八九）二月十一日、大日本帝国憲法が發布となり、第二十八条に信教の自由が定められた。明治二十三年（一八九〇）十月三十日には教育勅語が渙発され、その起草に尽くした井上毅は、「非宗教たる皇祖皇宗の祭祀・崇敬によつてのみ、天皇の「聖別化」は可能」と考えていたとされる。⁽²⁵⁾

明治三十一年（一八九八）、全国神職会が創設され、明治三十三年（一九〇〇）四月二十七日には内務省に神社局が新設された。「神社局の新設で「敬神崇祖」の觀念の高揚にはずみがつき、明治二十年以来冷遇されていた「国家の宗祀」たる神社にたいする国家の待遇向上を求める声が起こつてきた」と阪本是丸氏は指摘している。⁽²⁶⁾

明治四十年（一九〇七）六月二十九日に「神社祭式行作法」（内務省告示）、明治四十一年（一九〇八）三月二十三日、「神社財産ニ関スル件」（法律）、明治四十一年（一九〇八）七月二十日に「神社財産の登録に関する件」

(勅令)、明治四十五年(一九一二)四月二十二日に「神宮神部署官制」(勅令)が制定された。

大正元年(一九一二)十二月七日には「神宮神職服制」(勅令)が制定され、大正二年(一九一三)年四月二十一日の「官国幣社以下神社神職奉務規則」(内務省訓令)には、第一条に「神職ハ国家ノ礼典ニ則リ国家ノ宗祀ニ従フヘキ職司」と、神職の使命が明記された。大正三年(一九一四)一月二十六日には「神宮祭祀令」(勅令)と「官国幣社以下神社祭祀令」(勅令)、三月二十七日に「官国幣社以下神社祭式」(内務省令)が制定された。

昭和十五年(一九四〇)十一月九日には神祇院が創設(勅令)した。その官制第一条には、「神祇院ハ内務大臣ノ管理ニ属シ左ニ掲クル事務ヲ掌ル。一、神宮ニ関スル事項。二、官国幣社以下神社ニ関スル事項。三、神官及神職ニ関スル事務。四、敬神思想ノ普及ニ関スル事項」とあり、神祇院の創設によつてはじめて「敬神思想ノ普及」が国家の公式の事業とされた。⁽²⁷⁾

三、近代の家庭祭祀の形成―神宮大麻の奉斎―

明治四年(一八七二)七月十二日の太政官達「神宮御改革に関する件」により、御師の大麻頒布が停止された。同年十二月八日、神祇省(大輔福羽美静、少輔門脇重綾)は、神宮(天照大御神)を中心とする国民教化を推進するため、太政官の正院に「皇大神宮御璽頒布……早々御布告相成候様」と伺い出た。また同時期に福羽神祇大輔は正院に「諸国氏神並家屋ノ内へ皇大神宮ヲ奉祀、且人民一般氏神社へ参拝、毎朝拜式等ノ規則ヲ定メ、敬神ノ旨趣ヲ一ニシ教道ノ本原ヲ相建度」として、氏神社への天照大御神の勧請、氏子や諸官員の氏神社への参拝、家屋内に神棚を設け「皇太神宮御麻」を祀り毎朝拝礼することなどを定めた「一般敬神ノ規則」の太政官布告案を伺い出た。

阪本是丸氏によると、当時の神祇行政の首脳であつた福羽美静や門脇重綾らは、世襲神官の廃止や官社以下定額の

制定、郷社定則、氏子調べ制定、神宮改革などにより全国の神社を整備・再編成し、宮中の賢所・皇霊を中核とする祭祀を確立して全国神社にも執行させ、祭政一致・敬神の本来を人民に周知徹底させることを構想していた。⁽²⁸⁾ その一環として提案された「皇大神宮御璽頒布」の太政官布告は実現には至らなかったが、十二月十日付で「従前ノ通神宮ニ於テ為取扱可申、尤従来ノ弊習可有之ニ付注意可致事」と指示されることになった。⁽²⁹⁾

そこで十二月十八日、神宮司庁は神祇省に、「崇敬之道」を閉塞させないよう、神宮司庁からの頒布を実施したいと伺い出た。神祇省は二十二日、「皇大神宮大麻之儀ハ今般徒大宮司従来之振合ヲ以テ海内一般へ頒布相成候」と告諭した。

明治五年三月、宇治に大麻製造本局、山田に支局を設け、四月に「大麻頒布規則」を定めた。六月には教部省より各府県宛、「旧臘元神祇省ヨリ相達候、皇大神宮大神宮司庁ヨリ諸府県へ頒布可致処右ハ諸社配札同様ノ儀ニ無之海内一般ノ人民へ例年拝受可為致御趣意ニ付頒布ノ儀ハ各地方ニ於テ適宜取計フベシ」と達した。ここに近代の神宮崇敬の道が開かれ、従前は私の行為とされた大麻頒布は公の全国頒布事業となった。

明治五年四月一日、神宮大神御璽奉行の祭典が皇大神宮中重で執り行われ、北小路随光大宮司が「天皇^乃大命以^天益人等^爾朝夕^爾皇大神御^乃大前^乎慎敬^比令拝給^{布止}為^氏自今年始^畏大御璽^乎天下^乃人民^乃家々^爾漏落^留事無^久頒給^{波平止須}」⁽³⁰⁾と祝詞を奏上した。六月には白板紙の生地に麻串の御真を納め「天照皇大神宮」の神銘や御璽印と大宮司印を捺す新しい大麻の様式が定められた。皇室を敬い、神宮と国民のつながりを象徴すべきものが、新たな神宮大麻であった。

しかしながら、「皇大神宮大神奉祀諭解」（浦田長民少宮司執筆、明治六年）に、「其罪を払除するの神具之を大麻と云ふ、毎歳神宮より頒賦する所則ち此なり、常に此大麻に向ひ敬拝するときは念頭の罪穢消尽して、今世には諸の災厄を除き、福寿延長、死後は永遠天上の娯楽を受く故に毎朝毎夕拝礼を遂げ、且つ大祭祀日には左の式により典祀すべし」とあり、師職の頒布は停止されたが、従来の御祓大麻の性格（宗教性）が否定されたわけではなかった。⁽³¹⁾

明治五年（一八七二）四月に教導職が設置、八月に神宮神官の教導職兼補が達せられ教務課を設置、十月に神宮教院と改称した。同年七月、神宮司庁は「来癸酉ヨリ神宮大麻海内へ頒布之節、従前之振ヲ以テ新曆相添人民之望ニ任セ致度候」（「頒布大麻へ新曆相添度願」）と教部省に願ひ出、許可となった。明治十一年（一八七八）三月、内務省は各府県に、「自今地方官ノ関係ニ不及候条、其受不受ハ専ラ人民ノ自由ニ為任候儀ト可心得、此旨相達候事」と通達、以後は神宮教院または神道事務局に委託し、神職または教導職が頒布に従事した。明治十五年（一八八二）一月、神職が教導職を兼ねることが廃止となり、神宮司庁と神宮教院は分離、大麻奉製を司庁、頒布を教院に委託することになった。明治十七年（一八八四）に教導職が廃止、大麻頒布は教派神道（宗教団体）の神宮教に、従来通り委託された。明治三十二年（一八九九）神宮教が解散、新たに内務大臣の認可を得て神宮奉斎会が設立された（本部は日比谷大神宮、関東大震災後に飯田橋大神宮に移る）。明治三十三年（一九〇〇）九月、勅令により神部署官制が公布、大麻・曆を奉製し神宮奉斎会が頒布することになった。明治四十五年（一九一二）四月、勅令により神宮神部署官制の改正公布、大麻・曆の頒布も神宮神部署が直接実施となり、全国の二十八支署、大正十三年（一九二四）の官制改正で十四支署を設置、昭和二年（一九二七）の官制一部改正で全国の支署が廃止、各府県の神職会・神社協会等に委託して頒布することになった。

四、近代の祭祀の教化説

（一）公の祭祀

これまで、近代の皇室祭祀・神社祭祀・家庭祭祀（神宮大麻奉斎）の歴史を辿ってきた。そこで、これらの祭祀の関連についての神道教化説を確認したい。既述の通り、敬神思想の普及が国家の公式の事業となったのは、昭和十五

年（一九四〇）の神社院創設以降であり、まず神社院の刊行物である『神社本義』（昭和十九年）をとりあげる。

『神社本義』第五章「神社の祭祀」第二節「祭祀の種類」では、「皇室並びに神宮の祭祀」「神社の祭祀」「祭祀の一貫性」「奉賽の祭」の各項があり、その中の「祭祀の一貫性」で次のように述べている。

神社の祭祀に於いて最も尊いことは、公の祭祀が重要な国務であり、皇室・国家を中心として、地方団体・氏子崇敬者が渾然たる一体となつて、整然たる統一のもとに執り行はれることである。これは神社の本質から発したものである。即ち神社に於ける公の祭祀は、何れも神徳に報い神護を仰いで、宝祚の無窮と国運の隆昌とを祈るものであつて、このことは各祭祀の祝詞の中に最もよく現はれてゐる。⁽²⁾

このように神社祭祀の公の祭祀の特色を指摘し、祈年祭の官司祝詞や新嘗祭の幣帛供進使祝詞、例祭の幣帛供進使祝詞を例示している。さらに「神社の重要な祭祀は、概ね皇室の御行事を本幹とし、宮中に於ける神祭の御手ぶりに習ひ奉つて、君民一体の美しさのもとに執り行はれる」として、皇室・神宮・官国幣社以下神社の祭祀の「深き関係」を示す次の表を掲載している。

祭祀名		皇室	神宮	一般神社
歳旦祭	小祭	中祭	中祭	
元始祭	大祭	中祭	中祭	
紀元節祭	大祭	中祭	中祭	
祈年祭	小祭	大祭	大祭	
春季皇霊祭	大祭	遙拝	遙拝	
神武天皇祭	大祭	遙拝	遙拝	

天長節祭	小祭	中祭	中祭
秋季皇霊祭	大祭	遙拝	遙拝
神嘗祭	大祭	大祭	遙拝
明治節祭	小祭	中祭	中祭
新嘗祭	大祭	大祭	大祭
先帝祭	大祭	遙拝	遙拝

国体に基づく一貫した祭祀の精神のもと、一斉に国を挙げての祭祀が行われ、一社の例祭にも「その鎮護の一郷一村挙つて神祭に参与するところに、神国日本の姿が見られる」と指摘している⁽³³⁾。

(二) 国家の宗祀

高原美忠(官幣大社八坂神社宮司)『日本家庭祭祀』は「氏神」の項で、荒神様や山神様などを各戸で氏神や内神として祭る事例に触れ、次第に村内の「共同の一神に統一せられ」、さらに「国家の宗祀」に至ったとする。神社は「単なる祖先崇拜でなく、国家意識の顕現したものが神社である」とし、「よつて家つ神も国家の宗祀たる神に帰一せねばならぬ。氏神産土神を通じて天照大神に帰一することを明白に認識せねばならぬ。」と説く。その上で次のように述べている。

荒神と云ひ、山神と云ひ、田神と云ひ、年神と云ひ、家つ神と云ひ、違つた神の如く考へられるが、しかし上來述べて来つたところによつて通観すると本質は一つである。我が家我が業を守り給ふ神のことであつて、家にあつては火床に祭るのが荒神、山仕事をする為に山に入つて祭るのが山神、田にいそしむ為に祭るのが田の神、

年神で、これらの神は我が家我が身を守り給ふ神に外ならぬ。祭る場所によつて御名を異にしてゐるだけのことである。祭祀は共同生活をする一団のものが、一致して営むものであるから、その家々の人が山に狩りし野に耕す時代にはその家々の祭だけのこともあつた。村人がともに農耕にいそしむ時代には家々の祭よりも村の祭が主である。今日は国家生活が緊要なので、国家の宗祀としての意識が最も顕著である。しかしそれと共に会社、銀行、工場、学校等のその一団の祭、又国家の一単位としこの家の祭は当然その日々の生活に伴ひ、業務に伴つて行はねばならぬ。³⁴⁾

神社の祭祀にふれた「国家の宗祀」の項では、『日本書紀』にみえる「天壤無窮の神勅」は「国体の根基」、「宝鏡奉斎の神勅（同床共殿の神勅）」は「祭祀の御教」、「神籬磐境の神勅」は「神も民もひとしく上御一人の為に祭祀を営むべきことを教へ給ふ」と指摘。そして神宮大麻について次のように説明している。

神社は国家の宗祀であり、国家彝倫の標準たるものである。神前に奏する祝詞も古来皆皇室国家の事を主としてゐる。皇室はおほやけであり、国民は家つ子である。我等の家庭に於いても祭祀は国家を本とし、我が家は国家の一単位たる家であることを忘れてはならぬ。万戸年ごとにいたたく神宮大麻は往古伊勢の御師が諸国にくばつたのに始まり、当時は祈祷のしるし、仏者の巻数に相当するものと解されてゐたが、今日の神宮大麻は明治五年以来、神宮の大御璽として全国各戸洩れなくうけさせ給ふ明治天皇の聖旨により頂いてゐるものである。家庭に於ける祭祀もこの神宮大麻を本として奉仕せねばならぬ。世に大御璽は一度頂けばよいのではないか、年々改める理由何処にありやと問ふものがあるが、我が国では神を祀るに神籬に御霊の降臨を乞ふ習ひであり、神籬は祭祀の都度とりかへる。それと同じく年毎に新しく頂くのが神ながらの作法である。各地の神社の神札も年々改めて頂くが同じ意味である。³⁵⁾

家庭の祭祀は、明治天皇の聖旨により明治五年以来頒布される神宮大麻を本に、国家の祭祀に通じるべきであると指摘している。

(三) 祭祀大権

美濃部達吉『改訂憲法撮要』の「祭祀大権」⁽³⁶⁾説は、阪本是丸氏がかねてから重視してきた近代祭祀論であり、神道教化の視点からも重要であると思われる。

同説によると、「祭祀大権」とは天皇が最高祭主として皇祖祖宗歴代の皇霊と天神地祇を祭ることである。王政復古により祭事は上代の祭政一致に復し、明治維新後の初めに天皇が天神地祇を祭って五箇条の国是を誓って後、国家・皇室の大事には必ず祭祀を行い神明に奉告し、また毎年の定日にも祭祀を行っており、祭祀は一般国務と皇室の事務の外に並び重要な天皇の大権であるという。祭祀は皇室の祭祀と国の祭祀に分かれ、前者の行政事務は皇室の事務、後者は国の事務に属する。皇室の祭祀は主に宮中三殿（賢所、皇靈殿、神殿）で行われ、他に陵墓での陵墓祭がある。皇室祭祀令は古礼に基づき詳しく祭式を定める。国家の祭祀は神宮及び神社で行う。神宮の祭祀は神宮祭祀令があり、その祭式は古例に依っている。神宮は法律上財産権の主体として認められ、国の会計と別に、独立した収支を行う一つの公法人である。国庫より供進金を奉り、皇室よりも祭典にあたり奉幣がある。神宮の財産上の特権は、歴史的慣習に基づき神宮大麻および暦を製造・頒布することが独占権に属し、その事務を掌るために大官司の管理下に神宮神部署を置く。神宮の附属事業として他に神宮皇學館、徴古館、農業館がある。神社は特定の祭神の霊代を祀り、「地方人民崇仰ノ対象」である。官幣大社、官幣中社、官幣小社、別格官幣社、国幣大社、国幣中社、国幣小社、府社、県社、郷社等の社格がある。神社もまた財産権の主体として法人格を有し、国家の目的をその存立の目的とするゆえに

公法人であり、神社の祭祀についても官国幣社以下神社祭祀令の定めがあると述べている。

このように、皇室の祭祀と神宮・神社の祭祀、とくに神宮の特権である神宮大麻奉製頒布をも含めて、古礼に基づく天皇の祭祀大権として捉えていたといえよう。また、神社が国家と同じ目的のもと存立していることが公法人たるゆえんであると述べていることも注目される。

むすび

天皇を中核とする皇室祭祀・神社祭祀・家庭祭祀が、近代においていかに培われ、また教化がなされたのかを考察してきた。

近代の皇室祭祀は、神武創業の始めに基づく祭政一致の制度に復するとの精神を出発点とした。国是五箇条の誓祭、武蔵一宮氷川神社行幸、神式による孝明天皇三年祭執行、歴代天皇として初の神宮親拝、神祇官神殿における天神地祇・八神・皇霊の祭祀と宮中への遷座、「四時祭典定則」の制定、大嘗祭の斎行、改暦に伴う祭日祝日の制定などにより、最高祭主としてのつとめを、天皇親祭によって身を以て示され、法制化がなされた。

近代の神社祭祀は、明治元年三月十三日の「祭政一致・神祇官再興の布告」を出発点とし、明治四年五月の太政官布告に「神社の儀は国家の宗祀」と謳われた。その実現は全国神社の調査や国家財政、さらには政教関係などの困難が伴うものであったが、「四時祭典定則」「地方祭典定則」や「神社祭式」の制定、憲法発布と「教育勅語」渙発、全国神職会の創設、「神宮祭祀令」や「官国幣社以下神社祭祀令」の制定などにより整備された。

家庭祭祀の中心である神宮大麻奉斎については、神祇省が皇室祭祀と神宮・神社祭祀の整備の一環として、神宮大官司による神宮大麻の全国頒布を告諭、近代の神宮崇敬の道が開かれた。当初は各府県より、明治十一年以降は神職

や教導職、後には神宮教、神宮奉斎会、昭和二年以降は各府県の神職会より頒布された。

祭祀に関する教化について神祇院『神社本義』では、皇室・神宮・神社において齊しく国体に基づく祭祀が行われ
ると説明、高原美忠『日本家庭祭祀』では、家庭祭祀は明治天皇の聖旨により明治五年以来頒布される神宮大麻を本
に、国家の祭祀に通じるべきであると指摘し、美濃部達吉『改訂憲法撮要』は、天皇の祭祀大権が皇室祭祀、国家祭
祀（神宮・神社祭祀）、さらに神宮大麻頒布に及ぶことを述べていた。

昭和十五年の神祇院創設によつてはじめて「敬神思想ノ普及」が国家の公式の事業とされるなど、近代の祭祀に関
する神道教化は必ずしも活発ではなく、その研究の充実に努めることが今後の課題といえよう。

註

- (1) 庄本光政・渋川謙一『改訂・神道教化概説』（神社新報社、平成二年）、一九〇二六頁。
- (2) 阪本是丸「近現代の皇室制度史」（『神社本庁教学研究所紀要』一一、平成十八年）、一〇二五頁。阪本是丸「近代の皇室祭祀
と神社祭祀の成立をめぐる」（『神社本庁教学研究所紀要』一一、平成十八年）、二二七〇二五四頁。
- (3) 武田秀章「明治国家祭祀」（國學院大學日本文化研究所編『神道事典』弘文堂、平成六年）、二二三〇二三四頁。
- (4) 中西正幸『神社と祭り』（神社本庁、平成二十三年）、一一四〇一一五頁。
- (5) 神祇院編『神社本義』（印刷局、昭和十九年）、一二二〇一二五頁。
- (6) 真弓常忠『神道祭祀―神をまつることの意味―』（朱鷺書房、平成四年）、一四一〇一四二頁。
- (7) 武田秀章「近代天皇祭祀形成過程の一考察」（井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』第一書房、昭和六十二年）、
一〇〇〇一〇一頁。

- (8) 阪本是丸「近現代の皇室制度史」(『神社本庁教学研究紀要』一一、九頁。
- (9) 『公文録』戊辰神祇官伺。武田秀章「近代天皇祭祀形成の一考察」(井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』、二二六頁。
- 羽賀祥二『明治維新と宗教』(筑摩書房、平成六年)、六五～六六頁。
- (10) 羽賀祥二『明治維新と宗教』、九七頁。
- (11) 羽賀祥二『明治維新と宗教』、五九～六〇頁。
- (12) 武田秀章「近代天皇祭祀形成過程の一考察」(井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』、一二九頁。
- (13) 『公文録』己巳神祇官伺。
- (14) 武田秀章「近代天皇祭祀形成過程の一考察」(井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』、一三九～一四〇頁。
- (15) 羽賀祥二『明治維新と宗教』、九八頁。
- (16) 阪本健一『明治神道史の研究』(國書刊行会、昭和五十八年)、一二八～一二九頁。羽賀祥二『明治維新と宗教』、一二六頁。
- (17) 羽賀祥二『明治維新と宗教』、一三五～一三六頁。
- (18) 岡田芳朗『明治改暦―時―の文明開化―』(大修館書店、平成六年)、二五二頁。
- (19) 岡田芳朗『明治改暦―時―の文明開化―』、二六七頁。
- (20) 藤井貞文「宮中三殿」(安津素彦・梅田義彦編『神道辞典』堀書店、昭和四十三年)、二八九頁。阪本是丸「宮中三殿」(國學院大學日本文化研究所編『神道事典』、一五三頁。
- (21) 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』(岩波書店、平成六年)、五一～五二頁。
- (22) 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』、二三頁。
- (23) 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』、二二一頁。
- (24) 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』、六六頁。
- (25) 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』、三〇〇頁。
- (26) 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』、三〇九頁。
- (27) 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』、三二九頁。
- (28) 阪本是丸『日本型政教関係の形成過程』(井上順孝・阪本是丸編『日本型政教関係の誕生』第一書房、昭和六十二年)、二七～三〇頁。

- (29) 『公文録』 自辛未八月至壬申三月神祇省伺「皇太神宮御璽頒布御布告伺」「諸国氏神社并家屋の内へ皇太神宮奉祀ノ儀ニ付伺」。
- (30) 中西正幸『神宮大麻の歴史と意義』（神社本庁、平成十年）、三〇頁。
- (31) 神社本庁教学研究研究所『神宮大麻に関する研究会報告書』（神社本庁教学研究研究所教学課、平成十六年）、一六～一七頁。
- (32) 神祇院『神社本義』、一〇八頁。
- (33) 神祇院『神社本義』、一一〇～一一一頁。
- (34) 高原美忠『日本家庭祭祀』（増進堂、昭和十九年）、一九八～一九九頁。高原美忠『家のまつり―日本家庭祭祀―改題・増改訂版―』（神社新報社、昭和四十九年）、一九一頁。
- (35) 高原美忠『日本家庭祭祀』、二〇五～二〇六頁。高原美忠『家のまつり』、一九七～一九八頁。
- (36) 美濃部達吉『改訂憲法撮要』（有斐閣、昭和二十一年）、二〇四～二〇七頁。
- (37) 阪本是丸『近代の皇室祭儀と国家神道』（大原康男・百地章・阪本是丸『国家と宗教の間―政教分離の思想と現実―』日本教文館、平成元年）。